



一般取引条件（納品用）

エディション 2022 年 6 月 ENG

1. 有効性及び適用範囲

1.1. 本一般取引条件（納品用）（以下「一般取引条件」という）は、両当事者が一般取引条件に言及した場合、又は一般取引条件が適用されることに合意した場合に適用されるものとする。特約規定は一般取引条件に優先するものとする。特定の商品購入に関して当事者が締結した契約を、以下「本契約」という。CEJN が納入する製品を「商品」といい、支払われることになる合意された対価を「売買代金」という。

2. 納期及び遅延

2.1. CEJN は、本契約で指定された期日に商品を納入するものとする。商品の遅延が予想される場合、CEJN は、その理由と可能であれば納品の予定時期を書面で買主に通知するものとする。

2.2. 本契約に別段の定めがない限り、納品は EXW (Ex Works) とする。全ての納入条件は、インコタームズの最新版に従って解釈されるものとする。

2.3. 商品の納品が遅延した場合、又は遅延が予想される場合、CEJN は買主に通知するものとする。遅延が不可抗力、買主側の作為又は不作為、又は買主の責に帰すべきその他の事情によって生じた場合、CEJN は、遅延の状況に応じて必要な期間だけ納期を延長することができるものとする。この規定は、遅延の理由の発生が合意された納期の前であるか後であるかを問わず適用されるものとする。

2.4. 納品が遅延した場合、買主は予定損害金を請求できるものとする。予定損害金は、1 週間の遅延ごとに購入価格の 0.5% とする。予定損害金は、購入価格の 7.5% を超えないものとする。

2.5. 予定損害金は、遅延のために買主が使用することができない納品部分の購入価格に基づいて計算されるものとする。

2.6. 買主は、遅延の範囲が判明した場合、又は遅延によって買主が遅延に対する最大限の予定損害金を受け取る権利を得た場合、予定損害金の支払いを請求することができるものとする。買主が、納品が行われるはずであった日から 6 ヶ月以内に書面による予定損害金の請求を行わなかった場合、買主は予定損害金の権利を失う。

3. 価格及び支払い

3.1. 注文の購入価格は固定価格（付加価値税を除く）であり、合意された全ての費用を含む。ただし、CEJN は、本契約の期間中、年に 2 回価格表を変更することができるものとする。買主は、新しい購入価格が発効する 1 ヶ月前に通知を受けるものとする。

3.2. 別段の合意がない限り、買主は、商品の納品後 30 日以内に請求書の支払いを行うものとする。CEJN は、買主が期限内に支払わない理由にかかわらず、その履行を留保することができるものとする。CEJN は、スウェーデン利息法に基づき適用される利率で、支払期日から支払金額に対する延滞利息を請求することができるものとする。

4. 所有権の保持

4.1. 商品は、全額が支払われるまで CEJN の所有物であるものとする。買主は、CEJN の要請に応じて、CEJN が商品の所有権を保護するために必要な措置を講じることを支援するものとする。

所有権の保持は、合意されたインコタームズに基づく危険負担の移転に影響を与えないものとする。

5. 商品の受領

5.1. 買主は、合意された納品日に商品を受け取る義務を負う。買主が合意された納品日に商品を受け取らなかった場合、買主は、それにもかかわらず、納品が行われたものとして支払いを行うものとする。CEJN は、買主のリスクと費用負担において商品を保管するものとする。CEJN は、買主による商品の受領の遅延が不合理である場合、本契約を解除することができるものとする。

6. 商品の不具合

6.1. 商品の特性及び品質は、商品の最新の仕様と一致していなければならない、そうでない場合は不具合（以下「不具合」という。）があるものとする。CEJN は、納品時に存在し、かつ納品日から 1 年以内に顕在化した不具合についてのみ責任を負うものとする。商品の一部の不具合が改善された場合、CEJN は、改善された日から 1 年間、元の商品に適用される条件と同じ条件の下で、修理又は交換された部分の不具合について責任を負うものとする。

6.2. CEJN は、買主にリスクが移転した後に発生した状況、例えば、不十分な保守や不適切な取り扱いによって生じた欠陥や損害について責任を負わないものとする。CEJN は、通常の磨耗や劣化については責任を負わないものとする。

6.3. 買主は、不具合が発生した場合、遅滞なく CEJN に通知するものとするが、遅くとも不具合が発生した日又は買主が不具合を知った日から 2 週間以内に通知するものとする。かかる通知は、いかなる場合においても、第 6.1 項に定める期間の満了後 2 週間を経過した後に行われてはならない。通知は、不具合の内容を記載した書面によって行うものとする。買主が不具合を適時に通知しなかった場合、不具合を申し立てる権利は失効するものとする。

6.4. 買主が商品の不具合を通知し、その後に CEJN が責任を負うべき不具合がなかったことが証明された場合、買主は CEJN に対し、全ての労力と費用を補償するものとする。

6.5. CEJN は、修理による是正か、商品の交換（再配送）による是正かを決定することができるものとする。CEJN は、特に、不具合の重要性及び／又は商品の価値と比較した場合の是正費用に照らして、不具合を是正することが不合理な負担となる場合、不具合を是正する義務を負わないものとする。商品が正常に修理されなかった場合、買主は、CEJN の費用と危険負担において、不具合の重要性及び／又は商品の価値に照らして合理的な費用で不具合を是正するか、又は購入価格の 15% を上限とする損害賠償を請求することができるものとする。

7. リコール

7.1. 各当事者は、政府機関が商品に関してリコールを発令した場合、又は同様の措置をとった場合、又は製品リコールのリスクがある場合、相手方当事者に通知するものとする。CEJN は、製品リコールの手配を決定することができる。

8. 第三者からの請求に対する責任

8.1. 損害賠償責任に関する前記の規定にかかわらず、商品の不具合に起因する第三者の物的損害又は人的損害について CEJN は責任を負わないものとする。万一、CEJN が第三者に対して物的損害又は人的損害の賠償責任を負う場合には、買主は CEJN が損害を被らないようにするものとする。

9. 責任の制限

9.1. CEJN は、買主に対し、前項に規定する以外のいかなる損失、損害、費用、請求及び経費、又はその他の派生的若しくは間接的な損失（以下「損失」という）の責任を負わないものとする。ただし、責任の制限は当事者に重大な過失があった場合には適用されないものとする。

10. 知的財産権

10.1. 本契約の成立の前後を問わず、一方の当事者が他方の当事者に提出した商品又はその製造に関する全ての図面、技術文書又はその他の知的財産権は、提出した当事者に帰属するものとする。一方の当事者が受領した図面、技術文書、又はその他の技術情報は、他方の当事者の同意なく、提供された目的以外に使用してはならない。また、提出した当事者の同意がない限り、使用、複写、複製、送信、又は第三者への伝達を行ってはならない。

10.2. 買主は、第三者から買主又は買主のエンドユーザーに対して、第三者の知的財産権の侵害の申し立てに関するクレームがあった場合には、直ちに CEJN に通知するものとする。

11. 守秘義務

11.1. 当事者は、本契約に関連するいかなる情報（書面か口頭かを問わず、また形式を問わない）（以下「秘密情報」という）も第三者に開示してはならない。ただし、当該情報が公知であるか、又は本書に基づく守秘義務に違反することなく当該当事者の知るところとなった場合はこの限りでない。

本秘密保持の約束は、いずれの当事者も、法律により、又は裁判所若しくはその他の管轄当局若しくは法廷の命令に従って、情報開示を行う必要がある場合にも適用されないものとする。いずれかの当事者がそのような開示を行う必要がある場合、各当事者は、相手方当事者が適切な保護命令又はその他の救済措置を求めることができるように、そのような開示の前に相手方当事者に直ちに通知することを約束する。各当事者はまた、本条に基づき開示されるいかなる情報も、可能な限り、かかる情報を受領する者により秘密に扱われるよう最善の努力を払うことに同意し、約束する。

11.2. 全ての秘密情報は、最後の注文が完了した時点から 10 年間、秘密に保持されなければならない。本契約が終了した場合、買主は、CEJN と協議の上、全ての秘密情報を返却又は破棄するものとする。

12. 期間及び解除

12.1. CEJN は、買主に対して 30 日前に書面で通知することにより、買主に対して責任を負うことなく、本契約の全部又は一部を都合により終了させることができる。

12.2. 上記の規定に加え、本契約は、(i) 相手方が本契約に重大な違反をし、書面による通知から 30 日以内に当該違反を是正しない場合、又は (ii) 相手方が私的整理若しくは財務再建の対象となった場合、破産申立の対象となった場合、その他支払不能とみなされた場合、当事者が直ちに解除することができる。CEJN はまた、買主の支配権が変更された場合、直ちに本契約を解除することができる。

13. 個人データの処理

13.1. 各当事者は、本契約に関連して当事者が取得する可能性のある相手方当事者の連絡担当者に関する個人データ（氏名及び連絡先の詳細を含む）を処理することができるものとする。かかる個人データ処理の目的は、契約関係の管理、情報の提供及びその他の連絡など、本契約に基づく当事者のそれぞれの義務の履行及び協力を可能にすることである。各当事者は、相手方によって個人データが処理される従業員が、本条項に従って個人データの処理に関する情報を受領していることを確認するものとする。CEJN の個人情報の取り扱いに関する詳細は、CEJN のウェブサイト www.cejn.com に規定される。

13.2. 各当事者は、個人データの処理が、一般データ保護規則（規則 (EU)2016/679）を含むがこれに限定されない、個人データの使用に関して施行されている全ての法律及び規制要件の要件に準拠していることを確認するものとする。

14. 不可抗力

14.1. いずれの当事者も、本契約に基づく義務の履行が以下のいずれかの事情によって妨げられ、又は不合理な負担を強いられる限りにおいて、その履行を停止することができるものとする：労働争議、火災、戦争、大規模な軍事動員、暴動、徴発、差し押さえ、禁輸、電力使用の制限、伝染病、パンデミック、自然災害、材料又は部品の不足及び不具合、及び本条で言及される状況に起因する下請業者による納品の遅延など、当事者の制御を超えるその他の状況。本条に規定される事情は、本契約の成立前であるか後であるかにかかわらず、本契約の履行に対するその影響が本契約の成立時に予見できなかった場合に限り、一時停止の権利を与えるものとする。

14.2. 不可抗力の影響を受けると主張する当事者は、そのような状況の発生と停止について、遅滞なく書面にて他方の当事者に通知するものとする。この通知には、不可抗力の事象の性質、その開始日、及び結果として生じる遅延の長さの評価を記載するものとする。

14.3. 不可抗力は、損害賠償責任を生じさせることなく、本契約に基づく期日の延長又は納品の延期を生じさせる可能性がある。各当事者は、発生した費用（不可抗力に関連する費用）を負担する。不可抗力により破損した物品の修理、交換又は適合の結果としての費用及び損害は、不可抗力の事象の時に当該物品のリスクを引き受けた者が負担する。

14.4. 一般取引条件から他に何が導かれるかにかかわらず、本契約の履行が 6 ヶ月以上中断された場合、いずれかの当事者は相手方当事者に書面で通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

15. その他

15.1. **譲渡禁止。** 買主は、CEJN の書面による事前の承諾がない限り、本契約を第三者に譲渡することはできないものとする。

15.2. **存続。** 本契約の終了又は解除は、終了又は解除時に発生した当事者の権利及び義務には影響しない。

15.3. **変更。** 本契約の変更又は修正は、書面で行うものとする。かかる変更又は修正には、権限を有する両当事者の代表者が正式に署名するものとする。

16. 準拠法及び紛争解決

16.1. 一般取引条件及び一般取引条件に起因又は関連する紛争は、その法選択の原則にかかわらず、スウェーデン法に準拠するものとする。1980 年国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）は適用されないものとする。

16.2. 本契約又は本契約の違反、解除若しくは無効から生じ又は関連する紛争、論争若しくは請求は全てストックホルム商業会議所仲裁研究所（以下「SCC」という）が行う仲裁によって最終的に解決されるものとする。迅速仲裁に関する規則が適用されるものとする。ただし、SCC が事案の複雑さ、争点となっている金額及びその他の事情を考慮し、その裁量により、仲裁規則を適用するものと決定した場合はこの限りではない。後者の場合、SCC は仲裁廷を 1 名の仲裁人で構成するか 3 名の仲裁人で構成するかをも決定するものとする。仲裁手続はスウェーデンのゴセンバーグ（ヨーテボリ）で行われるものとする。両当事者がスウェーデンに居住していない場合、仲裁手続は英語で行われるものとする。

16.3. 当事者は、本仲裁条項を参照して実施される全ての仲裁手続の秘密が厳守されることを約束し、これに同意する。この機密保持の義務は、仲裁手続の過程で開示される全ての情報、及び仲裁手続中に示され又は宣言される決定又は仲裁判断を対象とするものとする。この守秘義務の対象となる情報は、相手方の事前の同意なしに第三者に開示することはできない。上記の例外は、強行法規、管轄裁判所若しくは公的機関の命令により、又は正当な法的権利若しくは義務を保護、履行若しくは追求するため、又は仲裁判断を執行若しくは争うために、当事者に開示が要求される可能性がある場合にのみ適用されるものとする。